

内閣参質一一二第一四号

昭和六十三年五月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 宮澤 喜一

参議院議長 藤田 正明 殿

参議院議員木本平八郎君提出国会審議のための資料要求に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員木本平八郎君提出国会審議のための資料要求に関する質問に対する答弁書

一及び二について

国会議員から国会における審議のために必要な資料の要求があつた場合には、政府としてはこれに可能な限り協力をすべきものと考ええる。

ただ、要求された事項が職務上の秘密に属するものである等の場合には、資料の提出を控えざるを得ない場合があつてもやむを得ないと考える。